

**相続の基礎知識 相続のこと、どのくらい知っていますか。**

**「相続法が改正」2019年1月から段階的に施行されています。**

**ご自身や親の老後に大きく影響する事柄なので、知っておきましょう。**

### ■「特別寄与制度」の創設（2019年7月1日施行）

「特別寄与料」とは、相続人以外の人への貢献を考慮するために創設された制度です。

被相続人（亡くなった人）に対して相続人以外の一定親族が、無償で療養看護等を行っていた場合、相続人に対してその貢献に見合った金銭を請求できるようになりました。

【相続人以外の親族とは】

①6親等内の血族<sup>\*1</sup>

②配偶者

③3親等内の姻族<sup>\*2</sup>

\*1 血族とは → 自分と血縁関係にある人

\*2 姻族とは → 婚姻により関係が生まれた血族

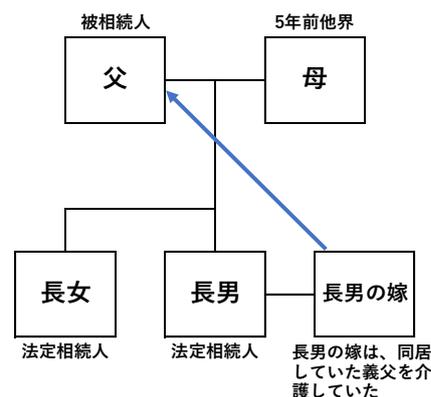
### 【事例】

長男の嫁は、同居していた義父を2年間にわたり介護や、義父のお金の管理などの面倒をみてきました。

義父が死亡し、法定相続人は、長女と長男の2人。

本来であれば、長男の嫁は相続を受けることはできません。

しかし、今回の法改正により、長男の嫁は1親等の姻族なので、範囲に含まれることから、特別寄与料を主張できることとなります。



### 【特別寄与料の請求期限】

特別寄与料は、相続人とまず協議をすることが前提になっています。

協議がまとまらない場合には、家庭裁判所に協議に代わる処分を求める申し立てができるとしています。

特別寄与料の請求期限は、相続開始および相続人を知ったときから6カ月以内、または被相続人が亡くなってから1年以内のいずれか早い日です。

相続のことは人それぞれです。「私の場合はどうなのだろう？」と悩んだら、まずは相談してください。

介護を含むシニアライフのお悩みは  
ヘルプラインにご相談ください

☎0120-638-567

受付時間：平日 9時～18時  
土曜日 9時～17時